

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 農業関係資金の相談窓口を設置しました

1 金融相談窓口の設置場所及び連絡先

相談窓口：県庁 畜産課 経営・振興班（家畜疾病経営維持資金）

電話：073-441-2923

県庁 経営支援課 金融班（上記以外の資金）

電話：073-441-2880

開設時間：平日9時から17時45分

※12月27日までは土日も開設（経営支援課対応）

2 農業者の方が利用できる制度資金【詳細は別紙を参照して下さい。】

(1) 家畜疾病経営維持資金

貸付対象者：鳥インフルエンザ発生農家、移動制限区域内
農家等

資金使途：運転資金

(2) 農林漁業セーフティネット資金

貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者

資金使途：運転資金

(3) 農業近代化資金

貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者

資金使途：家畜等の購入及びその育成に要する資金

(4) 生活営農資金

貸付対象者：農業を営む者

資金使途：家畜等の購入及びその育成に要する資金

(5) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

貸付対象者：認定農業者

資金使途：家畜等の購入・育成資金、運転資金

(6) 経営体育成強化資金

貸付対象者：一定の要件を満たす農業者

資金使途：家畜等の購入・育成資金、償還円滑化資金

お問い合わせ先		
担当課	県庁 経営支援課	県庁 畜産課
担当者	山下、貝塚	堺、石上
電話	073-441-2880	073-441-2923